

地域型保育事業（認可予定）の概要

資料2

1. たんぽぽ保育園

	申請事業の概要	基準上の必要数	小規模保育事業B型 認可基準
事業実施主体	個人	—	—
所在地	門真市元町18番15号	—	—
事業開始年月	昭和51年4月	—	—
申請事業の種類	小規模保育事業B型	—	—
認可定員	8人（0歳児：2人、1歳児：3人、2歳児：3人）	—	6人以上19人以下
施設の概要	【鉄骨造2階建1階部分】 保育室 調理設備 沐浴室	—	・乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること ・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること ・衛生的な調理設備および便所を設けること
保育室等の面積	【1階】 ほふく室・保育室 39.80㎡ > 22.44㎡	【0、1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡×5人=16.5㎡ 【2歳児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡×3人=5.94㎡ 16.5㎡+5.94㎡=22.44㎡	【0、1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人 【2歳児以上】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人
屋外遊戯場	なし（公園：園からの距離約30m）	3.3㎡×3人=9.9㎡	2歳児以上 3.3㎡/人 （付近の代替地可）
職員数	保育士：4人 保育従事者：1人 調理員：1人 事務員：1人 嘱託医：1人	保育士又は保育従事者：3人 調理員：1人 嘱託医：1人	・保育士又は保育従事者（以下の合計数+1名） 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1 ※保育を担当する職員は1/2以上が保育士であること ※ただし保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる ・調理員（自園調理の場合のみ） ・嘱託医
開所時間	午前7時30分～午後7時30分（12時間）	—	原則8時間
食事の提供	自園調理	—	施設内で調理すること（連携施設から食事を搬入することも可）
連携施設	未設定（経過措置期間内に設定予定）	—	連携施設の設置が必要（5年間の経過措置あり）

2. なごみ広場

	申請事業の概要	基準上の必要数	小規模保育事業B型 認可基準
事業実施主体	NPO法人	—	—
所在地	門真市栄町4番16号	—	—
事業開始年月	平成17年5月	—	—
申請事業の種類	小規模保育事業B型	—	—
認可定員	14人（0歳児：3人、1歳児：5人、2歳児：6人）	—	6人以上19人以下
施設の概要	【木造2階建】 1階 保育室等 2階 保育室、調理設備	—	・乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること ・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること ・衛生的な調理設備および便所を設けること
保育室等の面積	【1階】 ほふく室・保育室 24.85㎡ 【2階】 乳児室・ほふく室 20.62㎡ $24.85\text{㎡} + 20.62\text{㎡} = 45.47\text{㎡}$ $> 38.28\text{㎡}$	【0歳児】 $3.3\text{㎡} \times 3\text{人} = 9.9\text{㎡}$ 【1歳児】 $3.3\text{㎡} \times 5\text{人} = 16.5\text{㎡}$ 【2歳児】 $1.98\text{㎡} \times 6\text{人} = 11.88\text{㎡}$ $9.9\text{㎡} + 16.5 + 11.88\text{㎡} = 38.28\text{㎡}$	【0、1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人 【2歳児以上】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人
屋外遊戯場	なし （公園：園からの距離約150m）	$3.3\text{㎡} \times 6\text{人} = 19.8\text{㎡}$	2歳児以上 3.3㎡/人 （付近の代替地可）
職員数	保育士：3人 看護師：1人 保育従事者：4人 調理員：1人 嘱託医：1人	保育士又は保育従事者：4人 調理員：1人 嘱託医：1人	・保育士又は保育従事者（以下の合計数＋1名） 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1 ※保育を担当する職員は1/2以上が保育士であること ※ただし保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる ・調理員（自園調理の場合のみ） ・嘱託医
開所時間	午前7時30分～午後7時00分（11時間30分）	—	原則8時間
食事の提供	自園調理	—	施設内で調理すること（連携施設から食事を搬入することも可）
連携施設	未設定（経過措置期間内に設定予定）	—	連携施設の設置が必要（5年間の経過措置あり）

※以下の点も含めた、職員及び設備等に係るその他の認可基準の適合については確認済み。

- ・当該事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- ・実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。